

大学の国際化と危機管理
について～安全保障貿易
管理に関する観点から～

高等教育局高等教育企画課国際企画室

大学の国際化と危機管理について

～安全保障貿易管理に関する観点から～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進



1. 大学教育のグローバル展開力の強化

令和3年度予算額（案）：43億円（前年度予算額：45億円）

（1）大学の体制の国際化

令和3年度予算額（案）：33億円
（前年度予算額：33億円）

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

- スーパーグローバル大学創成支援 33億円
37件（トップ型13件/グローバル化牽引型24件）（2014年度-2023年度）

（2）教育プログラムの国際化

令和3年度予算額（案）：10億円
（前年度予算額：12億円）

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●アジア高等教育共同体（仮称）形成促進（新規） （2021年度-2025年度：21件）

- アフリカ諸国との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2020年度-2024年度：8件）
- COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2018年度-2022年度：10件）
- 日-EU戦略的高等教育連携支援
<交流推進型/（プラットフォーム型）>
（2019年度-2023年度：3件）
- ロシア、インド等との大学間交流形成支援
<交流推進型/プラットフォーム型>
（2017年度-2021年度：11件）

2. 大学等の留学生交流の充実

令和3年度予算額（案）：335億円（前年度予算額：341億円）
令和2年度第1次補正予算額：1億円 令和2年度第3次補正予算額（案）：7億円

（1）大学等の留学生交流の支援等

令和3年度予算額（案）：73億円
（前年度予算額：80億円）

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増（6万人→12万人）を目指すため、**若者の海外留学への機運醸成を図る留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の活動を推進**するとともに、学位取得目的の長期留学支援の拡充等により、留学経費を支援する。

- 大学等の海外留学支援制度 72億円
<学位取得型> 大学院：252人 学部：160人
<協定派遣型> 17,406人（渡航支援金896人を含む）
<協定受入型> 5,000人
- 日本人の海外留学促進事業 0.8億円

（2）優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

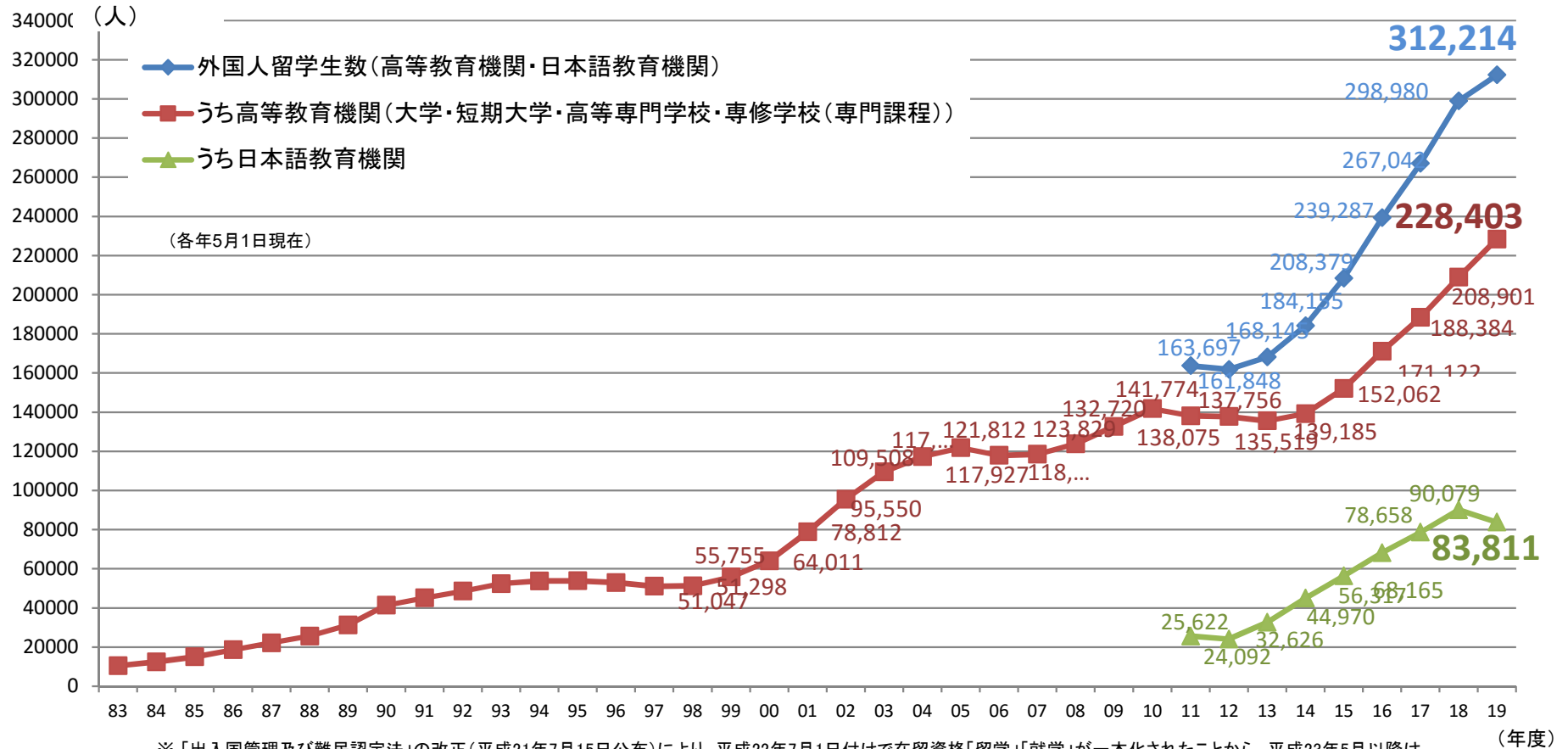
令和3年度予算額（案）：262億円（前年度予算額：261億円）
令和2年度第1次補正予算額 1億円 令和2年度第3次補正予算額（案） 7億円

優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を図る「留学生30万人計画」の実現に向け、海外での日本留学の魅力発信を強化するとともに、「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」等を踏まえ、**大学等における在籍管理の徹底を図りつつ、外国人留学生の国内就職に資する取組を支援**する等により、外国人留学生の我が国への受入れを促進する。

- 日本留学への誘い、入り口（入試・入学・入国）の改善 13億円
・日本留学海外拠点連携推進事業 7拠点
 - 受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進 237億円
・国費外国人留学生制度 11,408人
・留学生受入れ促進プログラム 7,119人
・留学生就職促進プログラム 15拠点
- 等

外国人留学生数の推移

推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

2019年5月1日現在

出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域	留学生数(前年度)	対前年比
中国	124,436(114,950)	9,486	スリランカ	7,240(8,329)	△1,089
ベトナム	73,389(72,354)	1,035	インドネシア	6,756(6,277)	479
ネパール	26,308(24,331)	1,977	ミャンマー	5,383(5,928)	△545
韓国	18,338(17,012)	1,326	タイ	3,847(3,962)	△115
台湾	9,584(9,524)	60	その他	36,933(36,313)	620

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

技術流出の防止に関する最近の動向

米国の動き（議会、連邦政府機関、大学）



“ハーバード大教授起訴
米司法省 中国の計画
参加隠す”
(令和2年1月読売新聞)



図：NHKニュース

- 2000年頃から、中国の研究開発投資が大幅増（特にハイテク・新興技術への焦点が顕著）
- 「千人計画」(2008～)などの人材採用プログラムを介した、米国大学の基礎研究への中国のアクセスの増大が、機微技術の流出を含む「研究の安全保障」(Research Security)に対する懸念として顕在化

- 連邦機関は輸出管理やビザ等の規制措置とともに、米国の研究力の源泉でもあるオープンな研究環境を確保するため、「研究インテグリティ」(Research Integrity) 確保のためのアプローチを強化



- 我が国としても、こうした米国をはじめとする諸外国の動きに留意にしつつ、連携して対策を推進していくことが必要

我が国の対応（骨太・成長戦略）



【骨太】

- ✓ 我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学・研究機関、企業等における技術流出防止の強化に向けた関連情報の収集や制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。

【成長戦略】（戦略的な研究開発の推進）

- ✓ 研究活動や企業活動の国際化に伴う留学生・研究者等の移動、企業買収や、サイバー空間における情報窃取等の様々な経路による国外等への技術流出について、関係府省庁が情報を収集、共有し、諸外国の機微技術管理等の政策に留意しつつ、連携した対策を推進する。
- ✓ その際、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点も踏まえ、研究成果の公開・非公開、特許出願公開や特許公表、外国からの研究資金の受入れ、留学生・外国人研究者等の受入れ、重要な技術情報を取り扱う者への資格付与の在り方についての制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。
- ✓ これらの取組を進めるに当たっては、研究者が萎縮することのないよう、研究成果の発信を促進するオープンサイエンスの理念、海外との共同研究の促進による科学技術の振興方針と整合させるとともに、予見可能なものとなるよう配慮する。

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ) 海外学位・資格の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理の徹底**
 - **教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止**

○安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの。



○安心して教育研究活動を行うために、大学の適切な対応が不可欠。

大学等における安全保障貿易管理について

概要

【目的】 我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

【手段】 武器や軍事利用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動の恐れのある者に渡ることを防ぐための輸出等（貨物の輸出及び技術の提供）の管理

→ 我が国においては「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、輸出管理を実施。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第3版

経産省作成

意識啓発

- **外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学等が実施すべきことをとりまとめたもの。**
- 経済産業省において、平成29年10月に第3版を公表。文部科学省も改訂に協力。
- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨とされるかを整理するとともに、規程や帳票を例示。

ガイダンスの主な内容

- **安全保障貿易管理制度（制度の趣旨・背景、規制の内容 等）**
 - **規制対象となる技術の提供等（技術の提供に係る規制の概要 等）**
 - 技術の提供・貨物の輸出の確認手続
 - ・案件ごとの手続（事前確認、用途・相手先確認、該非判定、取引審査 等）
 - ・定期的な手続（周知・指導・研修）
 - 個々のケースの確認手続
 - ・留学生・研究生・教職員の技術提供等に係る管理（入口・中間・出口管理等）
 - ・外国出張・一時帰国
 - ・共同研究の実施 等
 - 組織体制の整備・運用
 - **担当部署等の決定・設置**
 - **関係規程の策定**
 - 組織内周知 等
- 国立大学においてはいずれも100%整備
- 大学関係者等からの質疑例、規定・帳票例、問合せ窓口等

周知

以下の2つの事項を整理

【必須】法令に基づく事項又は法令遵守のために確実に取り組むべき事項

【推奨】法令遵守のため高い効果が期待できる事項

- 安全保障貿易管理の普及・啓発及び自主管理体制の促進を目的として、**文科省・経産省の共催で、大学・研究機関向けの説明会（※）**を毎年実施。安全保障貿易管理制度の概要に加え、**各大学の取組の好事例**を紹介。

※令和元年度（実績）
名古屋（9/3）、大阪（9/25）、東京（10/15）

- **文科省主催の大学等向けの会議**においても、毎年、制度の周知・意識啓発を実施。

例：国立大学学長等会議、私立学校担当者向け会議、留学生担当者向け説明会

※文部科学省から大学・研究機関に組織的な輸出管理体制の構築を要請する通知を发出
⇒直近：「大学における輸出管理について（再徹底の依頼）」（高等教育局長通知 令和元年5月）

大学における体制整備の状況

輸出管理担当部署の設置状況

文部科学省調査（2018年2月）
回答数：272校回答（対象296校）

国立大学 81校（94.2%）
公立・私立大学 78校（41.9%）

計 159校（58.5%）

文部科学省調査（2019年2月）
回答数：289校回答（対象313校）

国立大学 81校（94.2%）
公立・私立大学 92校（45.5%）

※前年度比 1.5%改善

計 173校（59.9%）

文部科学省調査
回答数：299校（対象321校）
【2020年4月現在】

国立大学 86校（100%）

公立・私立大学
130校（61.0%）

※前年度比 12.4%改善

計 216校（72.2%）

関係規程の策定状況

文部科学省調査（2018年2月）
回答数：272校回答（対象296校）

国立大学 65校（75.6%）
公立・私立大学 44校（23.7%）

計 109校（40.1%）

文部科学省調査（2019年2月）
回答数：289校回答（対象313校）

国立大学 69校（80.2%）
公立・私立大学 64校（31.6%）

※前年度比 5.9%改善

計 133校（46.0%）

文部科学省調査
回答数：305校（対象321校）
【2020年4月現在】

国立大学 86校（100%）

公立・私立大学
112校（51.1%）

※前年度比 18.9%改善

計 198校（64.9%）

【アンケート実施対象】

- ・2017年度 国立大学 及び 医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学の296校
- ・2018年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の313校
- ・2019年度 国立大学 及び 医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学の321校

○大学(業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等))の遵守事項について

1. 輸出者等遵守基準に従って、適切な輸出・技術提供を行う必要あり。(外為法第55条の10第4項)

□大学や研究機関にとっての輸出管理とは

- ✓様々な場面で輸出等が発生、懸念用途への転用リスクには充分注意
- ✓貨物の輸出及び技術提供時(※)、外為法上の許可が必要なケースがある。

(※)技術提供等の機会

- 留学生・外国人研究者の受け入れ
- 外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結
- 研究試料等の持出し、海外送付
- 外国からの研究者の訪問
- 非公開の講演会・展示会

2. 安全保障上機微な特定重要貨物(リスト規制品)等を扱う輸出者等に当たっては、I 及び II の基準を遵守する必要あり。なお、リスト規制品等を扱わない場合は、I のみを遵守。

※**経済産業大臣**は、基準に従い指導や助言、違反があった際には**勧告・命令**を行うことができる。(命令に違反した場合のみ罰則の対象)

II. リスト規制品輸出等の遵守基準

I. 輸出者等の遵守基準

(業として輸出等を行う者がすべて対象)

- ①輸出等を行う貨物等がリスト規制に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ②輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規制を遵守させるために必要な指導を行うこと。

- ①組織の代表を輸出管理の責任者とする
- ②組織内の輸出管理体制(業務分担・責任関係)を定めること。
- ③該非確認に係る手続きを定めること。
- ④リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続きを定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。

- ⑥輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

※ I は、該非確認責任者を選任することも含まれており、「組織における輸出管理担当部署や責任者を選任すること」が必要となる。

国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)

文部科学省大臣官房国際課長 (平成29年2月17日)

昨年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。

これを受け、平成29年1月23日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文部科学省に対し協力要請がありました。

文部科学省としては、平成18年3月24日付け文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成21年11月24日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

国際連合安全保障理事会決議第2321号（平成28年11月30日）【抜粋】

主文10

決議第2270号（2016年）17の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

主文11

全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。

- (a) 核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。
- (b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

(本決議に係る連絡先)
文部科学省大臣官房国際課 TEL：03-6734-3046

まず大学に取り組んでいただきたいこと

【背景】 **体制の整備は法的な義務** ⇔ 【対応】 **体制整備の構築** (必要な体制は様々)

「大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について（事務連絡）」（平成27年7月14日）

★**経営層の正しい認識が重要**

1. 必要な体制の整備

- 留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要

(例) 既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2. 意識啓発

- 教職員研修機会の活用
- サポート資料の活用

3. 必要に応じた関係機関（大学同士も）との連携

(例) 近隣大学のネットワークで対応

大学等向けアドバイザー派遣事業について

? アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の**着実な実施**及び**構築を支援**するための**アドバイザー派遣事業**を昨年度に引き続き実施します。

アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。**支援費用は発生しません。**

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

○ **平成29年度から**経済産業省において大学等における**安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援**するため**アドバイザー派遣事業を開始**。

○ 文部科学省からも各大学等に対して周知の**連絡**。(平成29年6月26日付事務連絡)

必要に応じて、是非ご活用ください。
(詳細は「お問合せ窓口」まで)

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

- **本学の状況をご理解**いただいたうえで、規程の修正に向けて大変丁寧にご指導いただきました。
- 学内説明会で「大学における安全保障輸出管理」について講演いただき、**教職員の意識向上**につながりました。
- 体制構築・規程作成に向け、段階的に目標を設定していただき、**計画的に進める**ことができました。
- 個別案件にて、必要書類の準備など**実務レベルでの対応方法をご助言**いただき、輸出管理の運用改善が進みました。



公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する各種資料、新着情報などを掲載しています
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み・事業に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局
Tel : **03-5877-7371** (受付時間 10:00~16:00)
Email : export_control@nri.co.jp
担当 : 河原、芦田、霜越 (しもこし)
期間 : 2020年4月1日~2021年3月31日

安全保障貿易管理制度概要に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : **03-3501-2800**
Email : qqfcbh@meti.go.jp

様々な関連情報

経済産業省 安全保障貿易管理HP

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）」など大学・研究機関向けのガイドラインやQ&A等が公表されている。
- ・電話相談窓口（安全保障貿易管理制度の概要等）
経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 大学指導班 03-3501-2800



<経産省HPに掲載された説明会情報の例>

特定非営利活動法人産学連携学会HP

<http://www.j-sip.org//>

- ・研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン等の策定・公表


一般財団法人安全保障貿易情報センターHP

<https://www.cistec.or.jp/>

ヒヤリハット事例集

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）第三版」（平成29年10月）の補助資料として、輸出管理の現場において、法令違反になりかねなかった事例とその際に行った対処（ヒヤリハット事例）をとりまとめ（最新の更新は令和2年1月）。
（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>にて公表）
- ヒヤリハット事例を学ぶことによって、大学・研究機関がこうした事例を起こさないよう注意する必要性を理解するとともに、こうした事例が発生しないための、大学・研究機関による自主的な取組を促進。

【イメージ】

 経済産業省

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)」関連資料

大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集

令和2年1月（更新）

経済産業省
安全保障貿易管理課

※このヒヤリハット事例集は、新しい事例の入手次第

外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。
輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報を用いて情報交換を実施するものであった。

対処

非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

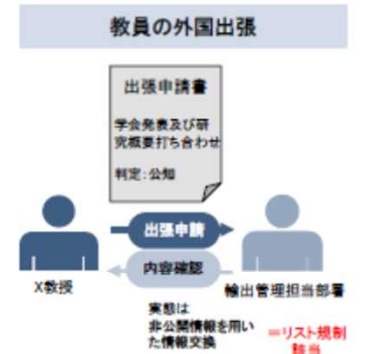
原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要なが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。

教員の外国出張



13

輸出管理関係者を狙ったサイバー攻撃

- ・大学等の輸出管理関係者を巧妙に狙ったサイバー攻撃が発生
- ・2018/5/18 文部科学省から国立大学法人等に対して注意喚起

【注意喚起】国際・政治経済・輸出管理・安全保障関係者を狙った標的型攻撃について

実際に観測された標的型メール※

差出人:****@yahoo.co.jp
件名: 至急 確認のお願い
●●様

お世話になっております。

FAXではわかりづらいと思いますので、メールさせていただきます。
よろしくご確認ください。

パスワードは「N#9T4%hYeF」になります。

=====

■■■■■(実在する安全保障輸出管理関係の組織)

この標的型メールは、大学等の特定の輸出管理関係者のみを狙い送付された。

○現状認識/防ぐためには/起こったときには

- ・リスト規制に該当する研究情報が他国から度々狙われており、サイバー攻撃が実際に発生。
- ・研究者自身は狙われていないと思っている研究情報であっても、他国は欲しい場合もある。
- ・輸出管理関係者は、狙われている認識を持つことが必要
- ・守るべき研究情報を予め組織として特定し、一段二段高い対策を重点的・組織的に行う必要がある。
- ・サイバー攻撃対策については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(<https://www.nisc.go.jp/materials/index.html>)や高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(<https://www.nisc.go.jp/active/general/risk.html>)を参考にしていきたい。
- ・機微な研究情報がサイバー攻撃により他国に流出した疑いがある場合、文部科学省としても、流出の可能性のある情報の確認など、被害に遭った研究者やセキュリティ担当者と協力して対処する必要があるため、御協力いただきたい。

※標的型メール

対象の組織から重要な情報を盗むことなどを目的として、組織の担当者が業務に関係するメールだと信じて開封してしまうように巧妙に作り込まれた、不正プログラムを送り込むメール。

ご静聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を
引き続き適切に進めていくため、
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を
各法人の皆様に是非ともお願いいたします。

參考資料

「統合イノベーション戦略2020」

第Ⅲ部 各論

第6章 戦略的に取り組むべき応用分野

(1) 安全・安心

②目標達成に向けた施策・対応策

iii) 守る

- ・技術流出防止のより実効的な水際管理を図るため、関係府省庁の連携による出入国管理やビザ発給の在り方の検討を含め、留学生・研究者等の受入れの審査強化に取り組み、そのためのIT環境の整備等を推進。

大学における輸出管理について(再徹底の依頼)

文部科学省高等教育局長 (令和元年5月28日)

経済産業省からの依頼を受け、別紙、「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成29年11月6日 29文科高第645号)の通知において、係る体制整備を各大学等にお願いしたところですが、**残念ながら未だ体制整備がなされていない大学等があることが明らか**となっています。

ついては、改めて上記通知を御参照いただき、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供に関して外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うよう、**各大学等における取組の再徹底をお願い**します。

特に、昨今の大学等の教育研究活動のグローバル化の進展、科学技術の高度化、データ処理、ネットワーク化の急速な拡大等に伴い、**大学等からの機微技術の流出が問題となるケースが多様化**している現状にかんがみれば、およそ、**すべての大学等において、安全保障貿易管理に対する理解と、効果的な学内の体制整備が欠かせません**。このため、今後、各大学におかれては、**安全保障貿易管理に関する担当部署の設置と内部規程の整備を早急に行うなど、取組の徹底**をお願いします。

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版』(平成29年10月経済産業省策定)

【内容】 大学・研究機関が、安全保障貿易管理を確実に実施するための外為法の概要、管理、手順等、実施すべきことを取りまとめたもの。

H20年策定⇒H22年改訂⇒H29年改訂 ★文部科学省も策定に協力

【改訂ポイント】

○厳格管理と負担軽減の両立 (濃淡管理)

○具体的な組織体制の提示

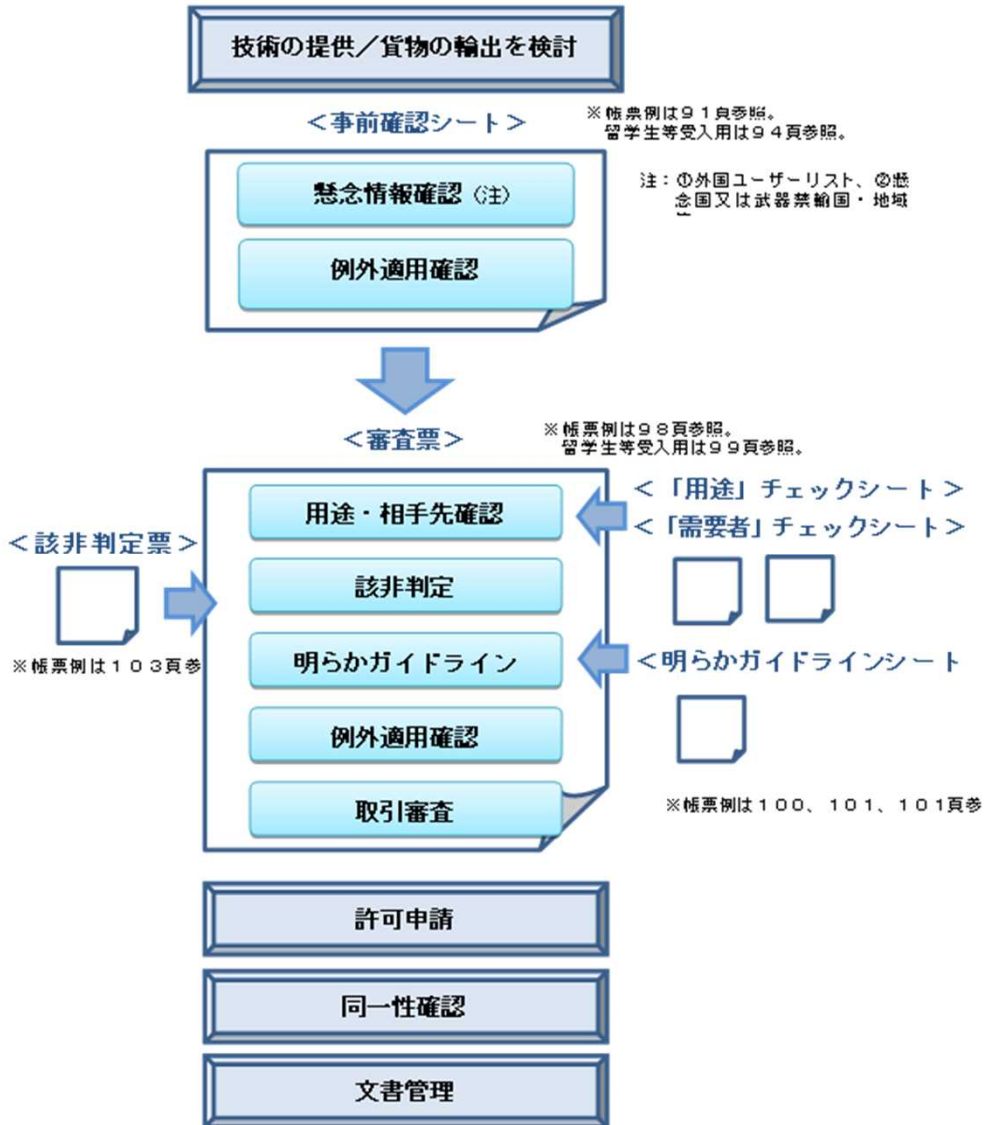
○実際の活動ケースに合わせた管理手法の具体的提示

(留学生管理や外国出張等のケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理)

○内部管理規定、各種帳票 (審査票、誓約書等) の例示

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第三版』(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 1 / 4

大学・研究機関における管理手続の流れ



○必須措置項目、推奨措置項目を具体的に列挙

「教職員等は、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする場合は、「事前確認シート」を用いて「審査票」の起票の要否について、管理責任者の確認を受けることが推奨されます。」

○具体的な様式例も提示

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日： 年 月 日
申請者： 氏名 所属・職名
連絡先： Tel Email

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。
※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の手続に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

1. 取引区分・類型

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究成果提供 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 (秘密保持契約 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)) <input type="checkbox"/> 会議等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他 ()
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共有データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他 ())) <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 装置等の送付 (<input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品) <input type="checkbox"/> その他 ()))

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)第三版』(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 2/4

○ガイダンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- 来日後6か月以上の留学生や研究生、採用された外国人教職員であっても、外国において規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。 <必須>P.56
- 留学生、研究生、教職員が外国に渡航する際、居住者であっても非居住者であっても、外国において規制技術の提供を予定している場合には、少なくとも技術の持ち出しに先立ち許可を取得しなければなりません。 <必須>P.60
- 組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。 <必須>P.68
- 各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要です。 <必須>P.70

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用)第三版』(平成29年10月経済産業省) ＜抜粋＞ 3/4

○ガイドンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- 組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。＜推奨＞P.33,P.66
- 機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。＜推奨＞P.66
- 遵守基準にも対応した自主的な管理を支援するため、経済産業省は、技術提供者や輸出者自身が輸出管理内部規程を策定し、それに基づいた技術・貨物提供管理等を行うことを強く推奨しています。＜推奨＞P.70
- 特に、リスト規制技術情報は、アクセス管理してください。＜推奨＞P.52
- 技術提供の事務や判断を行う職員のみならず、幹部、研究者、職員全員を対象とした指導・研修により、大学・研究機関全体で管理意識の底上げを図ることも重要です。＜推奨＞P.50

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス

(大学・研究機関用) 第三版(平成29年10月経済産業省) <抜粋> 4/4

○入口・中間・出口の各段階における管理

- 留学生、研究生、教職員の受入れや採用時には、(略)安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学や研究機関として受入れ・採用の可否を判断することが推奨されます。<推奨>P.57
- 留学生、研究生、教職員が在学や在職中に、居住者となり、規制技術を習得する可能性があります。(略)研究内容の高度化や変更の有無を確認し、外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや配属・配置等により対応することも考えられます。 <推奨>P. 59
- 留学生、研究生、教職員の卒業時や退職時には、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかを確認するために、注意喚起を実施するとともに、誓約書を取得することが推奨されます。また、(略)注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生、研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することが推奨されます。 <推奨>P. 59

安全保障貿易管理に係る各地域における大学間ネットワーク

地域ネットワークの形成

- 大学の輸出管理担当者を対象とした情報交換、スキルアップを目指すことを目的とし、全員参加型で意見交換等を行う大学間のネットワークが地域毎に形成されている。



(経済産業省作成資料より抜粋)

(活動例)

- 輸出管理担当者の勉強会の実施
- メール等を活用した情報交換
- 各大学の運用を協議し、実効的な施策を共通標準化

○ 継続的な説明会の実施や経済産業省実施のアドバイザー派遣事業等により、学内での輸出管理体制は進捗しつつある。

○ 今後、より実効性のある体制を構築していくためにも、地域の大学がネットワークを形成し、輸出管理担当者の更なるスキル向上や情報交換ができる体制を構築することは有効と考える。